

広島県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年七月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

木割谷小吹線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町近田字恩木迫殿畠七二九番一 地先から 神石郡神石高原町近田字恩木迫殿畠七八三番一 地先まで			三・八〇〇 一四二・〇〇〇 三・八〇〇 一三三・三〇〇 四〇・二〇〇	一六〇・〇〇〇 一六〇・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一二七・〇〇〇 メートル
			一三三・三〇〇 四〇・二〇〇	一六〇・〇〇〇	